

## 大学院におけるアドヴァイジング

佐々木 輝美 p.17 / 磯崎 三喜年 p.19 / 稲 正樹 p.20 / 久保 謙哉 p.21

大学院に関する資料 ..... 博士前期課程 p.23 / 博士後期課程 p.27

## FD セミナー報告

50+ Hyper-Engaging Strategies for Any Class Size / 西納 由紀 ..... p.31

大学における合理的配慮について—最近の傾向を中心に— / 久保 謙哉 ..... p.32

## ❖ 大学院におけるアドヴァイジング

佐々木 輝美

大学院部長

ICUは創設以来、学生へのアドヴァイジングを重視してきた。それは大学院でも同様である。今回の特集では、大学院におけるアドヴァイジングの課題を明らかにしたい。以下、一般的に大学院においてはどのような課題があるか、名古屋大学の調査の結果を紹介しながら述べた後、大学院部長としてICUにおけるアドヴァイジングの課題を述べる。

また、今回の特集では、専攻には具体的にどのような課題があるかについて、専攻主任に書いていただいた。そして最後に、「アドヴァイジングに関連する教員が共有すべき事務的な情報」についてまとめた資料を掲載する。

### 1. 一般的にアドヴァイジングにはどのような課題があるか。

まず、近田（※文末参照）(2009)が、名古屋大学の教員に対して行ったアンケートを紹介しながら、一般的に大学院にはどのような課題があるかについて述べる。近田(2009)は名古屋大学の全13研究科(文学、教育発達科学、法学、経済学、理学、生命農学、国際開発、多元数理科学、国際言語文化、環境学、情報科学、工学、医学)の教授15名に対して面接調査を行い、興味深い結果

を示している。近田(2009)が面接調査から得た大学院の課題のうち、アドヴァイジングに関連する項目をまとめると以下のようなになる(pp.97-100)。

なお、近田(2009)は、課題を6つに分けているが、最後の2つ(定員充足率の低さ・研究職への就職の難しさ、および成果主義の影響)は、アドヴァイジングと関係性が薄いこと、および紙面が限られているので割愛した。

#### ① 院生の基礎学力の低下

例：学生の基礎学力、特に英語力が足りない、文章を作成することが苦手な学生が多い、大学院入試が易しくなり、基礎学力が多様化している(特に外部進学者)、など。

#### ② 院生の学習意欲の低下

例：自分で問題設定・解決する能力が不足している、学生のハングリー精神が乏しくなっている、など。

#### ③ 院生のメンタル面の弱さ・気質

例：言いたいことがあってもはっきりと言えない、学生が精神的にひ弱い、学生は叱るとすぐに泣いてしまう、など。

#### ④ 教員集団・大学側の問題点

例：教員の多忙化により研究指導の時間確保が困難になっている、研究指導の基本方針について教員間で合意がとれていない、教員自身が大学院生の時に研究指導を十分に受けてこなかった、など。

以上は名古屋大学の事例だが、ICUにも共通する課題だと考えられる。

## 2. ICUにおけるアドヴァイジングの課題

2014年2月18日の専攻委員会で、大学院におけるアドヴァイジングの課題について簡単なアンケートを実施した。その結果、全体で32名の教員から回答を得ることができ、その結果を近田(2009)の結果と対応させながらまとめると以下のようなになる。

### ① 院生の基礎学力の低下

例：学部レベルの基礎学力不足、ライティング力不足、英語力不足、論文のテーマがなかなか決められない、論文作成法に関する知識不足、など。

### ② 院生の学習意欲の低下

例：自律的に学ぶ力や意欲が足りない、アルバイト等が忙しすぎて研究に時間が取れていない、など。

### ③ 院生のメンタル面の弱さ・気質

例：学生に多くを要求するといじめていると誤解されてしまう。

### ④ 教員集団・大学側の問題点

例：コースが少ない(理学)、授業料が高い、就職相談も必要、学部の卒論指導生が多くて十分なアドヴァイジングができない、修了要件をもっとわかりやすくすべき、学生がGPAのBアベレージをキープしなければならないことを考えると成績がつけにくい、3人のコミッティーをそろえるのが難しい、など。

### ⑤ 学生・教員相互関係の問題

例：【学生と教員】相互理解に時間がかかる、お互いに定期的に会うのが難しい、複数の

教員による学生へのアドヴァイジングが必要、など。

【学生同士】学生間のつながりが少ない、先輩の知識が後輩に伝わらない。

【教員同士】他教員との人間関係の問題、他専攻の教員との交流が必要、他専攻とアドヴァイジング方法が異なる、など。

3. 以上、名古屋大学の調査結果を参考に、ICUにおける大学院生へのアドヴァイジングの課題を検討したが、名古屋大学の調査結果と重なる部分が多かった。また今回、ICUで行った簡単な調査の結果、前述⑤で挙げたように、「学生・教員相互関係の問題」が浮かび上がってきた。この問題を解決する一つの方法が教育学の領域で行われているので紹介したい。

#### ・ジョイントセミナー

教育学の領域では、毎月1回火曜日の夕方にジョイントセミナーを行い、学生はもちろん教員も参加して、勉強会を行っている。発表者は学生の時もあれば教員の時もある。このセミナーによって、お互いにどんな研究を行っているかがわかり、また多面的な考え方を知ることができ、さらに、学生/教員関係なく厳しい質問やコメントがお互いの研究を前進させることが理解でき、「学生・教員相互関係の問題」の解決に役立っているように思う。

最後に、剽窃の問題に言及しておきたい。教員アンケートの回答の中に、「学生のライティングのチェックに時間がかかりすぎる」「剽窃の可能性を常にチェックしなければならない」があった。ICU図書館のサイトで提供しているGrammarlyというソフトを最大限に活用すれば、少なくとも英文論文の剽窃を予防することが可能であるが、日本語についてはなかなか良いソフトがない。論文公表のデジタル化が進み、世界中からオープンアクセスが可能になりつつある状況の中で、この問題に対していかに対応するかは、大学院のみならず大学全体の課題である。

## 引用文献

※近田政博（2009）大学院の研究指導方法に関する課題と改善策—名古屋大学教員に対する面接調査結果より—名古屋高等教育研究 第9号, 93-111.

磯崎 三喜年

心理・教育学専攻主任

大学院におけるアドバイジングの課題とは何か？ 今日、改めてこうした課題を取り上げることの積極的な意味はどこにあるのだろうか。では、アドバイジングの根底をなすものは何か？ この問いは古くて新しい。教員と大学院生との人格的接触はもとより、学問的探求を目指すもの同士として深い共感と信頼が不可欠となる。そしてそうした共感と信頼のもとに、日常的な営為がなされ、ときとして教員と院生間に批判的考察と葛藤が生じることさえある。

その意味で、通常指摘されるように、修士論文、博士論文の作成指導と、研究者としての自立、そして学問の進展に貢献しうる人物の養成という一見自明のようなことから、日々の研究と教育の積み重ねの中で、どう実現していくのか。その過程においては、さまざまな問いとその問いに応じた解が生じてくるのが現実である。

さて、本学の大学院の特徴でもあるが、心理・教育学専攻においても、世界中の多様な地域から大学院生が入学してくる。筆者が修士論文、博士論文の指導に当たった（あるいは現に当たっている）だけでも、日本をはじめ、イタリア、オランダ、リトアニア、アメリカ、ニュージーランド、タイからの院生、そしてスウェーデン、ミャンマー（ビルマ）からの研究生がいる。博士の学位を取得したものは、そのすべてが、日本および海外の大学で准教授あるいは専任講師として活躍している。心理・教育学専攻には、ほかにも世界の各地域から院生が研究に励み、成果をあげている。

言うまでもなく、それぞれ文化的背景も多様であり、大学院への受け入れに伴う学問的な指導だけでなく、個人的特性に応じた対応も必要とな

る。しかし、それは多くの場合、大学に籍を置く研究者・教員として、大きな喜びでもある。本学のような小規模大学において、これだけ多様な大学院生が学問への情熱と将来への夢を抱いて入学を果たすことの意義は、どんなに強調しても強調しすぎることはない。

ここでは、博士前期課程における修士論文指導を中心とした働きかけと博士後期課程における博士論文指導のあり方について、心理・教育学専攻の教員に対するアンケート結果をもとに、その一端に触れてみたい。

まず、博士前期課程においては、修士論文研究の進め方、アイデアを形にしていくことの手助けが大きな部分を占める。その際、基礎的訓練が十分でない院生には、その基礎的な側面を補いつつ、研究法に習熟させ、研究者としての姿勢についても指導していく必要が生じる。しかも、2年（実質は5学期間）という限られた期間内でそうした研究の実践を教授するには、かなりの困難を伴うこともある。ICU出身者とそうでない大学の出身者として、英語学術論文を執筆していく基礎力に差があることも多く、それだけ労力を必要とすることも事実である。

修論審査の委員会メンバーを3人揃えるのが難しいという意見もある。また、領域を超えたアドバイザー・メンバーを組む際、指導方法が異なることもあり、その調整に苦慮することも生じる。最近では、特にプレジャリズムの可能性も常に意識しなければならないとの指摘もある。

博士後期課程についてはどうか。修士論文であげたことからの他に、学会誌への投稿を促し、成果をあげることが大きな課題となる。また、クオ

リティを保ちつつ、現実的な研究を行うための示唆を与えることも重要となる。その一方で、後期課程の院生は、専任や非常勤職をもっているため、資格候補試験、研究計画、中間報告、最終報告を順調に前に進ませることが難しいという実情がある。その場合、博士の学位取得を最優先できる学生を取るようにはしているが、経済的な理由等の現実的な問題もあり、ジレンマを抱えながらの指導になる。修士論文と同様、委員会のメンバーを3人揃えるのが難しいという意見もある。また、より質の高い論文指導をすることが、ときとして、学生にハラスメントと受け取られかねないこともあり、そうした誤解を招かないよう苦勞しているという声も聞かれた。

大学を取り囲む社会的状況も変化している。大

学院生がその希望する将来に向けてのびのびと学問研究に励むとともに、自己の資質を磨き、可能性を最大限に伸ばす（教員としてはそうした可能性を伸ばす）システム作りと環境整備が不可欠である。たとえば、心理・教育学専攻では、実験器具や備品の整備、統計解析で用いるコンピュータ・ソフトウェアの充実とその保守管理が日常的に求められる。また、研究倫理と学問の自由とが背馳することなく、院生と教員とのより緊密な相互作用の中で、それぞれの学問的特性と研究室の特徴を活かしたユニークで質の高い研究が生み出されることを祈りたい。

学問成果の公開が義務づけられる中で、学問の自由を守りつつ、特許権や優先権の問題にどう対処するかなど、まだまだ多くの課題が残されている。

## 稲 正 樹

公共政策・社会研究専攻主任

博士前期課程の公共政策・社会研究専攻の場合、毎年10名前後のロータリー平和フェロー、同じく10名前後のJDS (Japanese Grant Aid for Human Resources Development Scholarship Program) フェロー、大使館推薦による国費留学生、ICU内外出身者の日本人院生の多様なニーズに対して、効果的かつスムーズに対応できる体制をいかに構築するかが、第一の問題である。

入学決定に至る過程で、出願願書の審査、現地での専門面接、研究計画書の評価、面接評価等が行われる。その間に大学サイドが常に念頭におかなければならないのは、入学後には、どの教員に実際に個々の院生のアカデミック・アドバイザーになっていただけるだろうかという点である。公共政策・社会研究専攻はさらに、政治・国際研究、社会文化分析、メディアと言語、公共経済学、平和研究の5つの専修分野に分岐していることもあって、院生は様々な研究テーマをもって入学を希望してくる。これらの院生の研究希望テーマと個々の教員の研究テーマを照合して、この先生にはこの院生の指導をお願いするという原

案の作成が、専攻主任と大学院事務グループにとっての大きな仕事である。

その場合に、アーツ・サイエンス研究科が1階部分の教養学部の2階として構造化されている現実が、この作業を困難にさせている。専門学部の専門研究科でないというICU大学院の構造的宿命（さらにICU大学院を余裕のある機構にしている人的資源の不十分性）が、作業を行う場合の大きな制約条件となっている。

第二は、論文の作成と完成に向けた個別の院生とのアドバイジングのあり方の適切性と十分性の確保の問題がある。「専門研究」という名前で単位化されている論文指導を、個々の院生あるいは院生グループとどのくらいの頻度で、どのくらいのレベルまで行ったらよいかという課題が、アドバイジングを行う個々の教員にとって大きな問題として存在している。学部での専門科目、IDメジャーの授業科目、教養科目、卒業論文に加えて、大学院での負担が大きく感じられ、かつ実際にも大きな負担になっている。博士論文の指導に携わっている博士後期課程の学生を数名もっ

ている場合には、さらに大きな負担となる。しかし、よい研究者を育てることは、大学教員の職業的な本能であり、本来的な喜びでもある。個々の教員が行っているアドバイジングの情報を共有し、アドバイジングのあり方を討議し、その改善に向けた具体策を策定していくことが大切であると考えられる。

教員と院生とのアドバイジングのあり方を支える三つ目の問題として、抽象的な条件かもしれないが、教員と院生がともに学問研究のあり方や基本精神を学ぶことのできる研究会を活性化させる必要性と、院生同士の切磋琢磨によってもたらされる研究意欲の向上を指摘しておきたい。筆者が個人的に大学院において経験した、判例研究会や同期の院生との毎日の交流・談論は、研究する精神の強靭さを学ぶことのできた貴重な経験だった。ICU 大学院は多士済々の研究者を輩出して

きたと聞いている。制度的な構造に由来する難点は確かに現存しているが、研究する精神の共同化によって、それを乗り越える可能性もあるのではないかと考えている。

最後に、豊かで適切なアドバイジングを実現していくための必要条件として、①教員定員の増員による少人数教育の維持、②院生の教育ニーズに柔軟に対応できる教育カリキュラムの適切な見直し、③院生の活発な議論をもたらす研究会の活発化、④学費の低廉化と院生室の整備があると考えられる。

しかし、すべてにわたって必要なことは、ICU の大学院を学部のリベラルアーツと同じ重みをもった2枚看板にしていくという大学構成員全体の決意と、そのための必要な改革の検討とその推進ではないかと考えている。

## 久保謙哉

理学専攻主任

理系の大学院生指導は、研究指導が大部分でそれに次いで科目履修等のアドバイジングがある。研究指導はアドバイザーが独占的に主導して行うが、ICU では研究テーマによっては副アドバイザーと協力して研究を進める事も珍しくはない。理学専攻博士前期課程では、定員がもともと各学年9人であり在籍者数も6、7名程度と少なく、理学専攻の教員全員が自分の専修のみならず、他専修の大学院生について良く知る場合が多く、学生と日常的に接触しサポートを行っている。

研究指導の点については、まず研究テーマの設定が挙げられる。理系大学院では、研究室、つまり教員の研究テーマとして継続的に研究されていることが大部分であり、学生が全く独自の研究テーマを探索し設定して研究を行うことはほとんどない。研究室が継続的に研究しているテーマには、新規で独創的な成果が見込まれるものが多数ある。大学院生のテーマ設定に関しては、ある程

度研究を進めた結果として当初との見込み違いが判明する場合を除いて、問題となることはまずない。そのような見込み違いの場合にも、通常あらかじめバックアッププランが指導教員によって準備されている。それまで研究室で行われていたものとは全然違う新規な研究テーマを立ち上げる場合もあるが、特に実験系では、研究に必要な実験設備が整っていなければそもそも研究が実施不可能なために、研究が軌道に乗るには数年の時間がかかることもまれではなく、指導教員の慎重な判断と運営が必要とされる。

日常の研究指導においては、頻繁に教員とのやりとりが行われ、特に実験系では毎日、あるいは日に何度も進展状況のチェックや打合せが行われることが普通であり、互いの情報交換や意見の疎通が不足する事態は起こりにくい。

授業科目履修指導については、ICU の大学院で開講されている科目数が少なく、自分のメジャーとする分野の科目はほぼ全部履修することで、卒

業単位を満たせるようになることがしばしばであるため、特に履修科目登録において多くの議論が必要になることはほとんどない。他大学院との単位互換制度があるが、本学院生の他大学での受講あるいは他大学院生の受入の双方向ともに多く利用されている状況ではない。他大学への受講という事で言えば、ICUの教員数が少なく開講科目の多様性が大きくないことからすると、学生の知識や視野を広げるために、他大学大学院科目の受講をもっと積極的に奨励して行くべきである。

アドヴァイジングに関して大きな問題は、大学院での研究においては、たとえば化学での新物質合成実験などのように、時間がかかりかつ連続した日程で行わなければならないような研究のときに、就職活動のために実験室を離れなければならない状況がしばしばおこることである。これはICUに限らず他の大学院でも見られることで、学部学生より講義数が少なく実質的に活動時間配分が自分で決定できる範囲が広い大学院生は、逆に就職活動にとられる時間が多くなる場合がある。アドヴァイザーが学生の研究活動と就職活動のバランスについても適切に助言指導することが求められ、大学院教育と就職活動の軽重が問われるが、理想を追いつつ現実と適合させることは容易ではない。就職活動の時期や様態については、学部生の就職活動についても多くの議論があり現状が健全とは言えないことは明らかではあるが、大学側からの努力だけで問題が改善することは無い。

ICUの理系の大学院の特徴として、専攻以外の科目が卒業単位として認定可能なことがある。大学院がアーツ・サイエンス研究科一つだけで、そのなかに四専攻が含まれているためである。これはリベラルアーツ大学であるICUの学部教員組織と単純にオーバーラップして大学院組織があることから当然の帰結である。他専攻の開講科目の履修についてのアドヴァイジングは困難だ

が、学生には履修の希望も多い。これはICUのリベラルアーツ学部教育を受け、他分野の科目履修に障壁を感じない学生が多いことや、大学院生の希望として、理科の専修免許取得のための教育系の科目履修希望、科学コミュニケーターを志望してコミュニケーション系の科目の履修希望が多いことも理由として挙げられる。教員免許や他の資格取得については、他専攻の教員と履修について連携している。

他大学の理系大学院生のように、修士号取得後に科学研究そのものに邁進し、企業や研究所での研究職や博士後期課程進学を目指す学生が大部分というわけではないことも、他の理系大学院とは異なるICU理学専攻の特徴である。リベラルアーツ教育の発展的継承ととらえれば、教養学修士は深い専門性を兼ね備えた教養学士であり、自分の専門分野の理解のみならず科学全体あるいは社会的文脈のなかでの当該分野の位置づけについての見識をもつ人材の養成がICUの大学院の目的であることから、教員に対しても広い視野をもったアドヴァイジングが要請される。

現状の理学専攻における大学院学生指導について特段に深刻な問題は認識されておらず、おおむね円滑に進められているが、アーツ・サイエンス研究科という位置からの大学院の特色を打ち出してICUの卒業生のみならずより多くの学生を引き入れたいと考えているが、他大学からの希望者は毎年一人いるかないかの程度である。学部と連携しての広報活動も必要である。

最後に博士後期課程の現状について述べる。理学系の博士後期課程は開始されてから4年であり、この2014年3月に初めての学位取得者が出たが、後続はさらに3年度になりそうで、後期課程でのアドヴァイジングについては議論ができるほど実例が無い。今後博士後期課程の学生が増え、理学系での特有のアドヴァイジングについての課題が浮上してくると考えられる。

## ❖ 大学院に関する資料

大学院生に的確なアドバイジングを行うためには、修士／博士候補資格の認定から論文の提出まで、どの時期にどのような手続きが必要となるのか、アドバイザー自身が把握しておくことが肝要である。ここでは、博士前期課程と博士後期課程に分けて、各種手続きや研究指導要綱から特に大切と思われる事柄について掲載する。

### 【博士前期課程】

#### 博士前期課程日程表

手続時期		手続する内容	提出期限
第1年次	第3学期	「修士候補資格認定申請書」の提出 その他： *単位移記の申請、*専修分野の変更 [GSNS]：次学期末までの指定された時期に研究経過報告会を行う	2月28日（4月入学生） 6月15日（9月入学生）
第2年次	第1学期	修士候補資格認定結果発表（掲示板） 修士候補資格の認定を受けた者は修士論文作成開始。	登録日
	第2学期	「修士論文概略届」の提出 [GSPS] & [GSCC]：*【修士論文概略】を審査委員の人数分添付 *中間報告を行う（10月中旬、3月中旬） [GSNS]：*中間発表会を行う（10月中旬、3月中旬）	10月1日（3月修了予定者） 2月15日（6月修了予定者）
	第3学期	「修士論文提出申請書」の提出 その他： *単位移記の申請	12月10日（3月修了予定者） 4月15日（6月修了予定者）
		【修士論文および要旨】と「修士論文提出記録」の提出 *審査に必要な部数（原則3部）	1月10日午後4時 （3月修了予定者） 5月15日午後4時 （6月修了予定者）
		修論審査および最終試験 [GSNS]：*最終発表会を行う	
	【製本】提出（1部） 論文指導教授の署名を受領後製本を提出すること。	2月28日午後4時 （3月修了予定者） 6月15日午後4時 （6月修了予定者）	

学位授与式 3月下旬または6月下旬

[GSEP] = [心理・教育学専攻/Education and Psychology Program]

[GSPS] = [公共政策・社会研究専攻/Public Policy and Social Research Program]

[GSCC] = [比較文化専攻/Comparative Culture Program]

[GSNS] = [理学専攻/Natural Sciences Program]

#### 修士候補資格

1. 修士論文の作成に取りかかる前に、修士候補資格を受けなくてはならない。
2. 学生は、第1年次第3学期の所定の期日までに「修士候補資格認定申請書」を大学院事務グループに提出すること。
3. 修士候補資格は、大学院委員会で承認する。

修士候補資格の認定にあたって、学生は次の要件を満たしていなければならない。

- a. 本学大学院博士前期課程に標準として1年以上在学していること。
- b. 修了に必要な18単位以上を修得しており、かつその成績平均がB（3.00）以上であること。

注：修士候補資格認定の際の成績評価にあたっては、修了要件外の科目を除く全履修科目の成績（「E」も含む）を集計して平均点を算出する。再履修した科目については、初回の履修による記録と再履修の記録のうち、良い方の成績で算定する。

4. 第1年次第3学期終了までに修士候補資格の認定が得られなかった場合、以後、条件を満たした後に認定する。

### 論文指導

1. 修士候補資格を認定された学生は、修士論文作成について研究指導を受けること。（修了予定の学期を含めて、2学期以上“QAMT000 Master Thesis”を登録すること。）
2. 所定の期日までに修士論文概略届を提出し、中間報告を行う。（「修士論文提出要領」（別冊）を参照のこと）

### 修士論文の提出

1. 修士論文を提出することのできる者は、既に修士候補資格が認定され、論文審査を受ける学期の終わりまでに、修了要件30単位以上を平均B（3.00）以上の成績で修得する見込みの者であること。（修了要件外の科目を除く。）
2. 修士論文は所定の在学期間内に提出し、審査を受けなくてはならない。
3. 修士論文は学生の独創性と当該専門分野についての広い理解とを示すものでなければならない。
4. 修士論文の提出を予定している者は、論文指導教授の承認を得て、修士論文提出申請書を修了予定学期の所定の期日までに提出すること。
5. 修士論文は、日本語または英語を用い、審査に必要な部数（原則3部）を作成の上、「修士論文提出記録」（所定用紙）、「修士論文要旨」（和文・英文\*）審査に必要な部数を添えて、修了予定学期の所定の期日までに大学院部長に提出する。（\*「修士論文提出要領」を

参照のこと。）ただし、使用言語については、指導教授が適当と認めた場合、大学院委員会の承認を得て、日・英両語以外の言語を用いることができる。

### 修士論文審査および最終試験

1. 修士論文の審査および最終試験は大学院部長の指名する3名以上の教員によって構成される審査委員会が行い、その可否は審査委員会の報告に基づいて、大学院委員会が決定する。
2. 最終試験は、修士論文を提出した者に対し、論文を中心に、口頭または筆記により行う。

### 指導教授（アドヴァイザー）

1. 博士前期課程の第1年次では、入学時に当該専攻より指定された専任の指導教授のもとで修士論文作成の指導および一般的な指導を受ける。
2. 博士前期課程の第2年次では、主査（専任または大学院委員会が必要と認めた客員教員）のもとで修士論文作成の指導および一般的な指導を受ける。修士論文指導教授の指定は次の手続きによる。
  - a. 学生は希望する教授より指導の承諾を得て、第1年次第3学期の所定の期限までに、所定用紙により、修士論文仮題目および指導教授の届出をすること。公共政策・社会研究専攻の政治・国際研究専攻分野の学生は、希望する学位をあわせて届出ること。専攻分野の変更を希望する者は、これにあわせて第1年次第3学期の所定の期限までに届出をすること。
  - b. 第2年次のはじめに各学生の論文指導教授名を公示する。
  - c. 公示があった後、学生はただちに指導教授と連絡し、指導を受けること。
3. 第2年次以降、他大学の教員、研究所の研究員等により、論文指導を受けることを希望する学生は、指導教授と相談の上、大学院委員会の承認を得なければならない。
4. 指導教授変更

- a. テーマの変更等の理由で指導教授の変更を希望する場合は、現指導教授および希望する指導教授と相談の上、所定の用紙により下記の期日までに大学院事務グループに申請書を提出し、専攻主任の許可を得なければならない。  
(指導教授変更申請期限)  
春学期からの変更…1 月末日  
秋学期からの変更…5 月末日  
冬学期からの変更…10 月末日
- b. 認められた指導教授変更は、登録日に大学院掲示板に掲示するので、該当する学生は各自で確認すること。
5. 指導教授の特別研究期間の場合  
指導教授の特別研究期間中も、原則として研究指導は行われる。この間の研究指導の予定について、学生は充分指導教授と打ち合わせること。この間の学生の諸手続きに必要な指導教授の承認署名等の職務は専攻主任が代行する。指導教授の変更を必要とする場合は、前述4の変更手続をとること。  
注：特別研究期間・休職の予定は学内のウェブサイトを通じて発表する。  
(休職の場合は研究指導を受け持つことはない。)
- 博士前期課程研究指導要綱（抜粋）**
1. 本要綱は、国際基督教大学大学院博士前期課程に在学する学生の学位論文作成に関する研究指導について、本学大学院学則および本学学位規程に基づき、実施に必要な事項を定める。
  2. 博士前期課程の学生は、第1年次においては指導教授の下に、主として修了要件として定められた授業科目の履修を行うものとする。
  3. 学生は第1年次において、指導教授の指導の下に、各自の研究主題を定め、第1年次第3学期の指定する時期までに、書面により、学位論文の仮題目および希望する論文指導教授の氏名を、当該教授の承諾を予め得た上で、届け出、修士候補資格の申請を行うものとする。
  - 3-2 論文指導は、当該専攻専任教員をもって指導教授とする。ただし、必要に応じ兼任教員として任命された他専攻の教員を論文指導教授とすることができる。
  - 3-3 大学院委員会が必要と認めた場合には、当該専攻の本学大学院客員教員を論文指導教授とすることができる。ただしこの場合、1年以上の任期をもって任用された客員教員に限るものとし「国際基督教大学大学院担当教員資格認定規定」(1993年6月21日ICU決第30号)の基準を準用する。
  - 3-4 大学院委員会が必要と認めた場合には、当該専攻以外の本学大学院専任教員もしくは他大学の教員または研究所研究員等を副指導教授とすることができる。副指導教授をおく場合、専攻主任は大学院部長に報告するものとする。
  4. 修士候補資格は大学院学則第48条第2項に定める要件を満たした者について、大学院委員会が認定する。認定を受ける者は、次の要件もあわせて満たしていなければならない。
    - イ. 入学に際して、履修科目に関して条件を付された者については、その条件を満たしていること。
    - ロ. 修士論文の仮題目および指導について希望する指導教授の承諾を得ていること。
  - 4-2 大学院学則第48条第2項に規定する修士候補資格認定要件のうちの成績については、修了要件外の科目を除く全履修科目について算定する（成績Eも含む）。再履修した科目については、初回の履修による記録と再履修の記録のうち良い方の成績で算定する。
  - 4-3 第1年次第3学期終了までに修士候補資格の認定を得られなかった場合は、以後、要件を満たした後に、認定する。
  - 4-4 専攻主任は、既に専門分野において優れた業績を上げた者について、指導教授の推薦に基づき、大学院委員会が、業績審査の上で適当と認めた場合には、大学院部長に、大学院学則第48条第2項に定める要件を満たす以前に、当該学生の修士候補資格を認定する特例

- 申請をすることができる。大学院部長は大学院委員会の承認を得て、認可を与えることができる。
5. 修士候補資格を認定された学生は、論文指導教授の指導の下に、修士論文作成にとりかかるものとする。この場合において、学生は修了予定の学期を含め2学期以上“QAMT000 Master Thesis”を登録し、学位論文作成についての研究指導を受けるものとする。ただし、本要綱4.4項に規定する、優れた業績を上げた者については、1学期以上研究指導を受ければ足りるものとする。
  6. 修士論文の中間報告を行う場合は、別に定めるところにより、修了学期の前の学期に行う。
  7. 修士論文は所定の在学期間内に提出し、審査を受けなくてはならない。
  8. 修士論文を提出することができる者は、既に修士候補資格が認定され、論文審査を受ける学期の終わりまでに、課程修了に必要な単位を修了要件外の科目を除く全履修科目について平均B(3.00)以上の成績で修得する見込みであるとともに本要綱第5項に規定する研究指導に関する要件を満たす者であること。
  9. 修士論文の提出を予定している学生は、論文指導教授の承認を得て、修了予定学期の指定する日時までに、修士論文最終題目を届け出るものとする。
  10. 最終題目の届け出のあった者について、学位規程第10条に定めるところに従い、審査委員会を設ける。審査委員会の主査は論文指導教授が務める。
  - 10-2 大学院委員会が必要と認めた場合には、学位規程第10条第3項に基づき、当該専攻以外の本学大学院専任教員もしくは他大学の教員または研究所研究員等で当該論文の審査に相当と認められた者を審査委員に加えることができる。ただし、学外者の審査委員は1名に限るものとする。
  - 10-3 指導教授および大学院委員会が必要と認めた場合には、退職後の前指導教授を学位規程第10条第3項に基づく副査に依頼できる。ただし、前項のただし書きの制限はこれに適用しない。
  - 10-4 大学院委員会が適当と認めた場合には、当該専攻において客員教員を学位規程第10条第2項に規定する審査委員とすることができる。ただしこの場合、1年以上の任期をもって任用された客員教員に限るものとし、「国際基督教大学大学院担当教員資格認定規程」(1993年6月21日ICU決第30号)の基準を準用する。  
(以下省略)

## 【博士後期課程】

### 博士後期課程日程表

年次・学期	登録	手続き	提出期限
第1年次 1学期	(QARG888 研究指導) QADR601,602,603: 特別専門研究 I, II, III	<b>【入学時研究計画書】提出*</b>	5月31日まで (4月入学生) 10月31日まで (9月入学生)
第1年次 2学期	(QARG888 研究指導) QADR601,602,603: 特別専門研究 I, II, III	「博士候補資格試験予備申請書」提出 ↓ 試験分野・出題形式の承認 (博士後期課程委員会)	登録日まで
第1年次 3学期	(QARG888 研究指導) QADR601,602,603: 特別専門研究 I, II, III	<b>【年次研究報告書】提出 (毎年度) *</b>  <b>【博士候補資格試験】申請・受験</b>	2月28日まで (4月入学生) 5月31日まで (9月入学生)
	3回まで受験可 科目: 外国語, 専門分野, 関連分野 A,B 1回目 (2回目) (3回目)	「博士候補資格試験申請書」提出 ↓ 試験/レポート・面接 (試験は毎学期実施) ↓ 博士候補資格認定 (大学院委員会)	登録日まで <b>★博士候補資格取得後5年以内に 博士学位論文提出すること。</b> ↓ (取得年度+5), (同学期)
	(QADT999 Doctor Thesis)	<b>【博士学位論文計画書】提出*</b> ↓ 審査 (面接) ↓ 博士学位論文計画書承認 (大学院委員会)	登録日まで (博士候補資格の取得後6ヶ月以内)
	(QADT999)	<b>【博士学位論文中間報告】提出*</b> ↓ 審査 (面接) ↓ 博士学位論文中間報告承認 (大学院委員会)	登録日まで (博士学位論文提出の少なくとも 3ヶ月前)
	(QADT999)	<b>【博士学位論文・要旨】と「提出記録」提出</b> ↓	登録日まで 博士候補資格取得から5年以内 (最大登録学期数は18学期)
		↓ 最終試験 ↓ 合否決定 (大学院委員会)	審査は学位論文提出後1年以内に 実施する
		↓ <b>【大学図書館への納本および電子データ提出】</b>	最終試験合格から30日以内に提出する
		↓ 学位授与式 (卒業式)	3月下旬または6月下旬
学位取得後 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 論文内容要旨・審査結果要旨の公表: 大学が公表</li> <li>• 論文全文をインターネットの利用により公表: 本人が授与から1年以内に公表する</li> </ul>			

\* 論文指導教授の署名を得た所定の表紙を添付する。

### 単位修得の要件

学位取得のための必要単位数は次の通り。

	専門科目	合計
必要単位	特別専門研究 I, II, III 各2単位 3科目 / 6単位以上	6単位以上

注1: 指定された授業科目がある場合には、それに従うこと。

注2: 博士候補資格試験を受験する前に単位修得しておくこと。

## 研究および研究指導

1. 博士後期課程に入学した学生は、所定の期日までに「入学時研究計画書」を提出すること。
2. 学生は、指導教授の定める方針に従い研究指導を受け、毎学年度末の所定の期日までに「年次研究報告書」を提出すること。
3. 学生は、原則として博士後期課程専任教員により研究指導を受ける。また、副指導教授として他大学の教員、研究所の研究員等により研究指導を受けることができる。この場合は、指導教授と相談のうえ、大学院委員会の承認を得なければならない。
4. 指導教授の特別研究期間中も、原則として研究指導は行われる。この間、研究指導の予定について、学生は充分指導教授と打ち合わせること。この間の学生の諸手続に必要なアドバイザーの承認署名等の職務は大学院部長が代行する。指導教授の変更を必要とする場合は、指導教授変更手続きをとること。
5. 学生は、所定の在学期間を研究に専念しなければならない。研究の必要上、一定期間大学を離れて研究に従事する場合は、指導教授の承認を得て、大学院部長に書面をもって届け出なければならない。

## 博士候補資格

1. 博士論文を提出するためには、博士候補資格の認定を受けなければならない。
  2. 博士候補資格は、本学博士後期課程に標準として1年以上在学し、「特別専門研究Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ」を履修し、(指定された授業科目があるときはその単位を含め)全履修科目について平均B(3.00)以上の成績で修得し、博士候補資格試験に合格した者に与えられる。
- 注：上記授業科目成績の平均点の算出は、修士候補資格認定の際の算出方法に準じる。
3. 博士候補資格試験の試験科目の分野及び出題形式(筆記試験またはレポート提出)を定めるため、第1年次第2学期以降指導教授に予備申請を行う。

4. 博士候補資格認定(受験)を申請する者は、原則として博士後期課程第2年次第1学期以降、各学期の登録日までに申請書を提出し、博士後期課程委員会の承認を得て、資格試験を受験すること。
5. 博士候補資格試験の試験科目および実施については、「博士候補資格試験に関する規則」を参照のこと。

## 博士候補資格試験に関する規則(抜粋)

1. この規則は、本学大学院学則第48条第3項および本大学院博士後期課程研究指導要綱(以下「要綱」という)第8項に基づき、本大学院アーツ・サイエンス研究科の博士課程において、博士論文作成の資格認定のためにおこなう博士学位候補資格試験(以下「資格試験」という)に必要な事項を定める。
2. 資格試験は、毎学期(春・秋・冬)に、後期課程委員会が指定する日に行う。
3. 資格試験を受けようとする学生は、原則として本大学院博士後期課程に1年以上在学し、本大学院学則第37条および要綱に基づく研究指導を受けた上、大学院部長に所定の期日までに所定の書式をもって出願し、後期課程委員会の承認を得なければならない。また、所定の専門教育科目を履修し、指定された授業科目があるときはその単位を含め、平均3.00以上で修得していなければならない。
4. 資格試験の出願が後期課程委員会において承認された場合は、指導教授を委員長とする資格試験委員会を設ける。
- 4-2 資格試験委員会は、委員長のほか、本大学院博士後期課程教員2名以上、合計3名以上をもって構成される。
- 4-3 資格試験委員会は、試験問題の作成、および試験の実施、評価に関して責任を持つものとする。
- 4-4 資格試験委員長は、試験の結果を後期課程委員会および大学院委員会に報告し、その承認を得なければならない。
5. 資格試験を受けようとする学生は、指導教授

の指導の下に、専門分野から1科目、関連分野から2科目以上、及び外国語1科目以上の試験を受験しなければならない。

- 5-2 試験科目の分野及び出題形式（筆記試験またはレポート提出）を定めるため、第1年次第2学期以降指導教授に予備申請を行う。
- 5-3 資格試験委員会が必要と認める場合には、前項に定める科目について、研究・論文作成に必要な科目や試験の方法を加えることができる。
- 5-4 試験科目や方法は指導教授の提案により後期課程委員会の承認を得なければならない。
6. 資格試験の結果は、各科目ごとに「合格」、「不合格」によって評価される。
- 6-2 資格試験は合計3回まで受験することができる。

### 博士學位論文計画書

博士候補資格の認定をうけた学生は、指導教授の承認をうけて論文題目を決定し、所定の書式により研究要旨を記載した「博士學位論文計画書」を提出すること。博士學位論文計画書の審査は、大学院部長が指名する審査委員会が行い、その結果は大学院委員会の承認をうける。審査結果の承認は計画書が提出されてから3ヶ月以内に行われる。

### 中間報告

博士學位論文計画書に合格した学生は、指導教授の承認をうけた博士論文の中間報告（草稿、内容的には完成されたもの）を提出すること。中間報告の審査は、大学院部長が指名する審査委員会が行い、その結果は大学院委員会の承認を受ける。

### 博士論文の提出

1. 博士論文は、博士候補資格試験に合格した後5年以内に提出しなければならない。（博士候補資格の認定をうけた学期の次の学期から起算して5年目の学期の終わりまで。ただし、入学から学位の受領までを含め、18学

期が在学できる最大学期数であるので、提出を予定している学生は、そのスケジュールについて指導教授とよく相談すること。）

2. 博士論文提出以外の所定の要件を満たして一旦退学した者が課程博士の学位論文を提出する場合は再入学しなければならない。
3. 博士論文は、日本語または英語を用い、必要部数を、論文要旨（日・英）その他の必要書類をそえて、提出すること。ただし、博士論文の言語については、指導教授が適当と認めた場合、大学院委員会の承認を得て日英両語以外の言語を用いることができる。

### 博士論文の審査および最終試験

1. 博士論文の審査および最終試験は、論文の提出後1年以内に行う。
2. 最終試験をうける学期は学生の身分でなければならない。（一旦退学した者は再入学しなければならない。）
3. 博士論文の審査および最終試験は、大学院部長が指名する博士後期課程の専任教員3名以上によって構成される審査委員会が行い、最終試験は提出された論文内容またはその他の関連事項について口頭または筆記により行う。論文および最終試験の合否は審査委員会の報告に基づいて大学院委員会が決定する。

注：本学大学院博士後期課程に3年以上在学し博士候補資格取得後所定の研究指導を受けて退学した者が再入学しないで博士論文を提出する場合、または本学大学院博士後期課程を経ないで博士論文を提出する場合は「国際基督教大学学位規程」を参照のこと。

### 博士後期課程研究指導要綱（抜粋）

1. 本要綱は、国際基督教大学大学院博士後期課程に在学する学生の学位論文作成に関する研究指導について、本大学院学則および本学学位規程に基づき、実施に必要な事項を定める。
2. 学生は、入学願書提出に先立ち、当該年度の募集要項に記された研究指導要目のうちから

- 専門分野を選択し、当該分野における指導が得られることについて、希望する指導教授より確認を得ておくものとする。
- 2-2 入学が許可された学生は、別に定める期限までに所定の書式により、大学院部長に、入学時研究計画書を提出しなければならない。
3. 学生に対する研究指導は、原則として各学生につき、博士後期課程の教員をもって指導教授とする。
- 3-2 博士後期課程委員会が必要と認めた場合には、他大学の教員または研究所研究員等を副指導教授とすることができる。副指導教授をおく場合、指導教授は大学院部長に報告するものとする。
- 3-3 指導教授が本学を退職した場合には指導教授を変更しなければならない。
4. 学生は指導教授の定める方針に従い、指導教授（及び同教授の指示により他の教授）の指導を受け、研究を行うものとする。
5. 学生は毎学年度末に、年次研究報告書を指導教授の署名を得て、大学院部長に提出するものとする。
6. 学生は、本大学院学則第40条に定められた在学期間を研究に専念するものとする。なお、研究の必要上、一定の期間大学を離れて研究に従事する際は、指導教授の承認を得て、大学院部長に書面をもって届け出るものとする。
7. 学生は、本大学院学則第48条の定めるところにより、博士候補資格認定を受けるため、博士候補資格試験に合格せねばならない。博士候補資格試験は、博士後期課程第2年次の最初の学期以降に受けるものとする。ただし、大学院学則40条第2項、第3項および第4項に規定されているところの、特に優れた研究業績をあげた学生については、指導教授が推薦し、博士後期課程委員会の承認を得て、大学院部長に対し、前述の受験時期以前に受験させる特例申請をすることができる。大学院部長は、この申請について、大学院委員会の承認を得て、当該学生に受験許可を与えることができる。
8. 博士候補資格試験の試験科目及び実施要領は別に定める。試験結果に基づく博士候補資格は、博士後期課程委員会が審査し、大学院委員会が認定する。
9. 博士の学位候補資格が認定された学生は、大学院学則第48条第5項、第6項、第7項の定めるところにより、学位論文計画書を所定の書式により大学院部長に提出し、大学院委員会の承認を受けるものとする。
- 9-2 学位論文計画書承認後に指導教授が変更となった場合は、必要に応じ、学位論文計画書の再提出を求めることがある。ただし、博士学位候補資格は継続しているものとする。
10. 学生は、博士の学位候補資格取得後、少なくとも3学期間所定の研究指導を受けるものとする。ただし、大学院学則第40条第2項、第3項、第4項および本要綱第7項に規定するところの特に優れた研究業績を上げた学生については1学期以上研究指導を受ければ足りるものとする。
11. 学位論文の中間報告の形式・実施方法については、別に定める実施要領によるものとする。
12. 学位論文の提出および論文の審査については、本大学院学則第49条、第50条、第51条、本大学学位規程第6条、第7条、第10条、第14条、第16条および第18条の定めるところによる。
13. 最終試験については、本大学院学則第40条、第50条、第51条、本大学学位規程第12条第2項、同第3項、第14条、第16条および第18条の定めるところによる。
14. 学位論文の審査および最終試験の審査委員会は、学位規程第10条に基づき設ける。審査委員会の主査は研究指導教授が務める。
- 14-2 大学院委員会が認めた場合には、学位規程第10条第3項に基づき、本学大学院専任教員もしくは他大学の教員、または研究所研究員等で当該論文の審査に相当と認められる者を審査委員に加えることができる。ただし、学

外者の審査委員は1名に限るものとする。

14-3 指導教授および大学院委員会が必要と認めた場合には、退職後の本学博士後期課程担当教員1名を学位規程第10条第3項に基づく副査に依頼できる。ただし、前項ただし書きの制限はこれに適用しない。

14-4 大学院委員会が適当と認めた場合には、客員

教員を学位規程第10条第2項に規定する審査委員とすることができる。ただしこの場合、1年以上の任期をもって任用された客員教員に限るものとし、「国際基督教大学大学院担当教員資格認定規程」(1993年6月21日ICU決第30号)の基準を準用する。

(以下省略)

## ❖ FD セミナー報告

### 「50+ Hyper-Engaging Strategies for Any Class Size」

(Low Risk, Low Cost, Low Time)

プレゼンテーション：Curtis J. Bonk 氏 (インディアナ大学教授)

日 時：2013年9月19日(木) 12:50～13:40

会 場：本館167教室

Curtis J. Bonk 先生は、インディアナ大学で Instructional Systems Technology の分野で教鞭をとられており、ICUにはJICUF客員教授として昨年9月、来日された。

セミナーは、そのタイトルの通り、50もの engaging strategies (学生を惹きつけるための方法)を紹介するという意欲的なものだった。実際に50の方法が書かれた資料が配布され、セミナーの限られた時間内には、そのうちのいくつかを紹介し、出席者同士でも簡単に行ってみるといった形式で行われた。

セミナーでは、例えば受講生がお互いを知るためのアイスブレイカーの方法、批判的に考える能

力を身につけるためにオンラインの書評やブログを利用する方法、オンラインで課題を読んだり講義を聞いたりした上で授業に臨む、いわゆる反転授業の方法などが、次々に紹介された。

Bonk 先生は、MOOCs (Massive Open Online Courses) や OER (Open Educational Resources) に大変詳しく、今回のセミナーでも紹介された下記サイトで、ご自身の持つリソースを広くオンラインで提供されている。

<http://php.indiana.edu/~cjbonk/>

<http://www.publicationshare.com/>

<http://www.trainingshare.com/>

西納 由紀

学事部 教養学部事務グループ

## 「大学における合理的配慮について—最近の傾向を中心に—」

講師：近藤武夫氏（東京大学先端科学技術研究センター人間支援工学分野・准教授）

日時：2014年2月4日（火）14：00～15：00

会場：ダイアログハウス 国際会議室

国際的な障害\*者差別禁止法を背景とし、日本でも障害者の差別禁止と合理的配慮の提供が義務化されることを鑑みて、大学における「合理的配慮」とは何か、大学を多様なニーズがある学生が学ぶ機会を得られる場所とする方法についてお話しをいただいた。

まず合理的配慮をえて高等教育を受けている障害学生の割合が、日本では全学生の0.2%に過ぎないのにたいして、米国では10.8%と全く数が異なっていることに驚かされた。障害者の比率が日米で大きく異なるとは考え難いので、日本では支援を受けていない潜在的な障害学生が多数いるこ

とを示唆している。米国でどのような経緯を経て合理的配慮がされるようになってきたのか、合理的配慮システムを構築するための学内の合意形成の方策からはじまり、実装例の紹介までの非常に多くの情報を短い時間にわかりやすくお話しをいただいた。教職員の出席者数が多く、ICUでも方向性を考え、支援システムを構築して行くために有効なセミナーだった。

\*ICUでは「障がい」と書いているが、ここでは講師の使用された「障害」を用いる。

久保 謙哉  
FD主任

### 編集後記

献学時からICUのきめ細やかな教育を支えてきたアドヴァイジング制度。アドヴァイジングについてはFD Newsletterでも幾度か取り上げてきましたが、「大学院のアドヴァイジング」に特化した特集は今回が初めてです。学部と大学院ではアドヴァイジング上の課題も異なるのではないかという問題意識のもと、今号と次号の2回にわたって、大学院でのアドヴァイジングを特集することになりました。ご期待ください。

西納 由紀  
学事部 教養学部事務グループ

Published by the Office of Faculty Development  
CLA Group, Academic Affairs Division, International Christian University

Administration Building Room 103, 10-2, Osawa 3-chome, Mitaka-shi, Tokyo 181-8585 Japan

Phone: (0422) 33-3639 Fax: (0422) 33-3788 Email: fd-support@icu.ac.jp